

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定(介護予防)通所リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にあるご利用者に対し、適正な指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、その能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また生活の質を重視した在宅療養が継続できるように、計画的に通所リハビリテーションを行います。

2. 事業所の内容

法人名	社会医療法人 春回会
名称	春回会クリニック 通所リハビリテーション
所在地	長崎県長崎市目覚町7番2号HCS長崎ビル4階
代表	理事長 井上健一郎
管理者	高橋 淳
管理代行者	本多 京子
電話番号	095-865-6239
FAX 番号	095-865-6380
介護保険指定事業所番号	4210167872

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職員の職種	人数	常勤		非常勤		職務の内容
		専従	兼務	専従	兼務	
医師(管理者)	1	0	1	0	0	診察・医療業務・管理業務
医師	6	0	4	0	2	診察・医療業務
理学療法士	3	2	1	0	0	リハビリテーション業務
作業療法士	2	2	0	0	0	リハビリテーション業務
言語聴覚士	0	0	0	0	0	リハビリテーション業務
看護師	3	1	0	2	0	看護業務、リハビリ業務
介護職員	5	5	0	0	0	介護業務、リハビリ業務

* 基本的に一人のご利用者一人の療法士が担当致します。

4. 営業日、時間及び利用員数

		利用定員数					
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	9:00-17:00 (6-7 時間)	27 名	27 名	27 名	27 名	27 名	20 名
	9:00-17:00 (1-2 時間)	5 名	5 名	5 名	5 名	5 名	5 名

* 日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは休業します。

* 短時間のご利用の場合は、送迎はございません。

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、江平、山里、緑ヶ丘、淵、丸尾、片淵、長崎中学校地区とします。

6. サービスの開始

通所リハビリテーションを提供するには、かかりつけ医から当事業所に診療情報提供書を発行いただき、当クリニック医師による診察・指示書発行後に開始させていただきます。主治医からの診療情報提供書発行時には、支払いが発生致しますのでご了承ください。

7. サービスの内容

「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を目的に、ご利用者に適した訓練プログラムや、ご家族への必要な助言・指導等を担当のリハビリスタッフが評価・作成・実施致します。

8. サービスの中断・終了

- ① 病気や怪我で長期の入院が必要な場合は、サービスを一旦中断させて頂き、再開時には担当やサービス提供日が変更になることがあります。その場合は、ご利用者・担当ケアマネジャーへ事前に連絡致します。
- ② ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出によりいつでも解約できます。
- ③ 当事業所の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知致します。
- ④ 双方の通知がなくても、ご利用者が介護保険施設に入所した場合、要介護認定が非該当(自立)と認定された場合、ご利用者がお亡くなりになった場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ⑤ ご利用者やご家族などが当事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく

場合がございます。

9. 利用料、その他の費用

《別紙 1》をご参照ください。

10. 貴重品・金品の持ち込みについて

リハビリテーションのメニューによりますが、基本的には金銭を取り扱う機会はありません。万が一、紛失などのトラブルなどが発生した場合でも、事業所としては責任を負うことができませんので、貴重品・金品の持ち込みについてはご遠慮ください。

また、当事業所では、ご利用者個人の荷物をロッカーで保管していただいておりますが、業務の兼ね合い（入浴の準備等）のため、施錠はしておりません。ご希望の方はロッカーを施錠して鍵を自己管理していただくことが可能ですのでお申し出ください。

11. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供時に事故もしくはご利用者の病状が急変した場合は、当クリニックで応急処置を行います。また、速やかに利用者のご家族、ケアマネジャー、かかりつけ医への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者またはそのご家族等が、当事業所の職員に対して行う、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 業務継続計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう

努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、当事業所職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

16. お心遣いについて

職員や事業所に対し、お心付けは固くご辞退申し上げます。お気持ちは大変ありがたいのですが、お気持ち・お心遣いの品等は一切お受け取りすることはできませんので、ご了承ください。

17. ご利用者間での物品のやり取りについて

ご利用者間での物品のやり取りについては、ご遠慮いただいております。万が一、利用者間でトラブルが発生した場合でも、事業所としては責任を負うことはできませんので、ご了承ください。

18. 苦情・相談体制

ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
社会医療法人 春回会 春回会クリニック 通所リハビリテーション 担当：本多 京子	月曜日～金曜日 8：45～17：30 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)	電話 095-865-6239 (代表)
長崎市 市民局福祉部 高齢者すこやか支援課	8：45～17：30 (土・日祝日・12月29日～翌年)	電話 095-829-1146

	1月3日を除く)	
長崎市 市民局福祉部 介護保険課	8：45～17：30 (土・日祝日・12月29日～翌年 1月3日を除く)	電話 095 - 829 - 1163
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当	9：00～17：00 (土・日祝日を除く)	電話 095 - 826 - 1599

19. 秘密の保持及び個人情報

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、ご利用者に係るサービス担当者会議や介護サービス事業所との連絡調整、病院や診療所への受診・入退院時など正当な理由がある場合に限り、ご利用者及びご家族の個人情報を用いることがあります。

また、当事業所ご利用時の運動や活動中に撮影した写真を、事業所パンフレットやホームページなどインターネットに掲載させていただくことがあります。不都合がある場合は、遠慮なくお申し出ください。

20. サービス提供記録の開示

提供したサービスに関する記録の開示閲覧は、ご利用者またはご家族の求めに応じます。

附則

この規定は、平成29年11月1日から施行します。

この規定は、平成30年4月1日から施行します。

この規定は、令和2年9月1日から施行します。

この規定は、令和3年4月1日から施行します。

この規定は、令和3年6月1日から施行します。

この規定は、令和4年1月1日から施行します。

この規定は、令和4年4月1日から施行します。

この規定は、令和4年10月1日から施行します。

この規定は、令和5年6月1日から施行します。

この規定は、令和5年10月1日から施行します。

この規定は、令和6年6月1日から施行します。

この規定は、令和7年4月1日から施行します。

(介護予防) 通所リハビリテーション利用同意書

年 月 日

通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 長崎市目覚町7番2号 HCS長崎ビル4階

名称 社会医療法人 春回会

春回会クリニック 通所リハビリテーション

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意します。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(利用者との続柄)

通所リハビリテーション 契約書

春回会クリニック 通所リハビリテーションは、 年 月 日
付でお申込みのありました _____ 様に対し、 月 日
より通所リハビリテーションを実施することを契約します。通所リハビリテ
ーションは、主治医の指示やご利用者の状況に応じ、計画を立てて進めます。

実施した通所リハビリテーションに対する利用者負担金は、毎月まとめて
翌月中旬にご請求させていただきます。

年 月 日

(利用者) 住 所

氏 名 (印)

(代理人記載) 住 所

氏 名 (印)

(利用者との続柄)

(事業者) 所在地 長崎市目覚町7番2号 HCS長崎ビル4F
名 称 春回会クリニック 通所リハビリテーション
管理者 高橋 淳 (印)